

被災者のみなさまへ



政府広報

政府からのお知らせ

みなさまの暮らしに役立つ情報を、今までの壁新聞の記事からまとめた「生活支援ハンドブック」を発行しました。今日(4/28)から順次、各避難所や役所などにご利用いたします。お手元に置いて、ぜひご活用ください！

今号の《あなたへのメッセージ》は、あの菅原文太さん。「一つのケース」として、ある支援プロジェクトをご紹介くださっています。こうして本当に沢山の方々が、多様なかたちで、みなさまの生活再建のお手伝いをすべく、動き出しています。

平成23年(2011年)4月28日



大切なお知らせ

ポータブル発電機、石油ストーブ、カセットこんろなどをご利用の方： 一酸化炭素中毒に気をつけてください。

ポータブル発電機、石油ストーブ、カセットこんろなどを閉めきった場所(部屋、テント)で換気を行わずに使用すると一酸化炭素中毒になります。一酸化炭素(CO)は、無色・無臭のため気がつきにくく、微量でも死に至ることがあり、非常に危険です。ポータブル発電機は屋内では絶対に使用しないでください。また、石油ストーブや、カセットこんろを使用する場合は、定期的に窓を開けるなど十分に換気を行って、風通しの良い場所でご使用ください。

低地で作業される方へ：高潮や大雨などに引き続きご注意ください。

5月の大潮の時期は、2日(月)から9日(月)、16日(月)から22日(日)、31日(火)から翌6月7日(火)です。沿岸部では地盤が大きく沈下しているところがあり、満潮前後の時間帯を中心に、今まで以上に浸水や冠水のおそれが高まっています。低地で作業される方はご注意ください。特に大潮の時期は一層の注意が必要です。また、低気圧の通過時はさらに潮位が上昇することがあります。地元気象台が発表する高潮注意報などに留意してください。



がれき処理を行う方：粉じんの吸引、怪我・事故などに注意してください。

がれき処理の際、大気中の粉じんなどを吸い込まないように防じんマスクを着用してください。また、体を守るために、肌を隠す作業着、中敷きのある底の厚い靴、ゴーグルなどを着用し、責任者の指示に従い、周囲の危険にならないよう、作業を行ってください。※緊急地震速報の際には、作業を中止し、安全な場所に避難してください。



原子力に関する質問にお答えします

首相官邸災害対策ページの「福島原発・放射能関連情報」のページに、「よくあるご質問」のコーナーを新設しました。今後も充実させていきます。
<http://www.kantei.go.jp/saigai/faq/index.html>

ラジオ番組「震災情報 官邸発」毎日放送中 ※放送時間は番組編成の都合上、急遽変更・中止になる可能性もあります。あらかじめご了承ください。

FM仙台(月～日 19:55～20:00) FM福島(月～日 20:55～21:00) FM岩手(月～金 20:55～21:00 土日 21:55～22:00) 東北放送(月～日 21:55～22:00)

ラジオ福島(月～金 21:45～21:50 土日 22:00～22:05) 岩手放送(月～木 21:55～22:00 金 22:55～23:00 土 20:55～21:00 日 21:00～21:05)

福島の方へ ラジオ番組「守ります！福島～政府原子力被災者生活支援チームQ & A～」

福島原発に関する不安や、避難・室内退避されているみなさまの生活支援に関する疑問にお答えしています。

ラジオ福島(月～金 14:20～14:30 土 17:15～17:25 日 18:20～18:30) ふくしまFM(月～木 17:10～17:20 金 18:30～18:40 土日 14:55～15:00)

※放送内容は、インターネットでもご聴取いただけます。ラジオ福島=(<http://www.rfc.jp>)、ふくしまFM=(<http://www.fmf.co.jp>)

最新の情報は、「首相官邸災害対策ページ」で、お知らせしております。 URL : <http://www.kantei.go.jp/saigai/> または、「首相官邸災害対策ページ」で検索。携帯電話からもご覧いただけます。



被災者のみなさまから寄せられた声に、おこたえいたします。

避難所のみなさまから寄せられた声 (壁新聞アンケートより)

Q お金のことを知りたい。長い避難生活になる。買わなければいけないものも色々ある。そろえなければ不便なものもある。義援金などの情報は早めに伝えて欲しい。 (福島県内の避難所の方)

A 当面の生活費や生活再建の資金として、『被災者生活再建支援金』『災害援護資金』『生活福祉資金』など、さまざまな支援策をご用意しています。

『被災者生活再建支援金』は、災害により住宅が全壊するなど、著しい被害を受けた世帯に対して支給されます。支給額は以下の2つの支援金の合計額になります。

※アパートに賃借して住んでいた場合も含まれます。在留外国人の方にも支援金が支給されます。

1世帯あたりの金額(単身世帯は3／4の額となります)

① 基礎支援金 全壊など:100万円 大規模半壊:50万円

② 加算支援金 建設・購入:200万円 補修:100万円 賃借:50万円

また、申請の手続きが簡素化されています。くわしくは各市町村役場までお問い合わせください。

■お問い合わせ先…各市町村役場

他の支援策については、4月22日に発行した壁新聞第6号『みなさまの暮らしのお金について』、4月28日発行の『生活支援ハンドブック』P2、P10でご紹介しています。

また、義援金は、市町村を通じて配分されます。支給手続・申請時期などは、市町村ごとに異なりますので、申し訳ありませんが、具体的な内容については市町村役場にお問い合わせください。

**Q 家の傾きがあり、ひび割れやズレ等は直してもらえるのか？
今、貯金もないのに（心配だ）。** (福島県内の避難所の方)

A 自宅が被災された方に、『応急修理費用』『災害援護資金』『災害復興住宅融資』など、さまざまな支援策をご用意しています。

ご自宅が「半壊」と診断され、自ら修理する資金的な余裕のない世帯に対して、『応急修理費用』を支給します。住宅の居室、台所、トイレなど日常生活に必要な最小限度の部分を1世帯あたり52万円まで、応急的に修理する費用を支給する制度です。

■お問い合わせ先…各市町村役場

また、被災した住宅の補修・再建について、無料の診断・相談を受け付けていますので、まずは「住まいのダイヤル」までお電話ください。

■お問い合わせ先…被災地専用「住まいのダイヤル」

☎ 0120-330-712(10:00～17:00 日祝日を除く)

他の支援策については、4月11日に発行した壁新聞第3号『みなさまのお住まいについて』、4月28日発行の『生活支援ハンドブック』P8～9でご紹介しています。

消費者庁に寄せられた声

Q 業者に屋根の壊れた部分を見てもらったところ、翌日には工事業者を連れて來た。書類などは見せてもらえず、すぐに工事したほうが良いと言われ、2時間も居座られた。

A 見てもらっただけでは、契約は成立していません。また、契約した場合でも、訪問販売であれば、契約書をもらってから8日間は解除することができます。

契約書をもらっていない場合は、9日目以降でも契約の解除が可能です。訪問販売ではない場合や、クリーニング・オフ(解除)期間が過ぎてしまった場合でも、断っているのに2時間も居座られたのであれば、取消しができる可能性があります。

Q 震災の影響で会社を解雇され、住宅ローンの支払いが困難になった。

A 震災が原因の解雇の場合も雇用保険の対象になりますので、ハローワークに問い合わせてください。

また、住宅ローンの支払いについては、震災の特例で、一時的に支払いを猶予している金融機関があります。借入先の金融機関に問い合わせてください。

Q 震災被害を受けたアパートから退去を申し出ると、違約金を請求された。

A 震災被害でアパートに住めないために退去したのであれば、違約金を支払う必要はありません。万が一、契約の中に、「天災のような不可抗力の場合でも、あらかじめ契約した期間住まないと違約金を支払わなければならない」という取り決めがあったとしても、無効の主張ができると考えられます。個別の事情によっても異なりますので、契約書を持って、弁護士会などの法律相談に相談してください。

消費者ホットライン・悪質商法110番

0570-064-370 / 0120-214-888

あなたへのメッセージ

※菅原文太さんが「一つのケース」として、ある支援プロジェクトをご紹介くださっています。

「自然災害に原発事故という人災を加えたこの度の大災害は、歴史始まって以来の経験だ。それだけに、将来にわたる国際社会と地球環境のためにも、被災地のみならず日本全体で衆知を集めて新しい国のかたちを考えなければならない。大きな変動期には、必ず国内外への移民が生まれたことを歴史は語っているが、この大災害から立ち上がる一つのあり方として『国内小移住政策』を国は後押ししたらどうか。

一つのケースだが、農漁業で名高い高知県室戸市が、被災地からの家族ぐるみの移住を大いに歓迎し、農漁業と生活支援のご相談に応じる用意があると小松幹侍室戸市長、林竹松市議会議長さんから聞いた。四国八十八ヶ所めぐりで慰霊の旅もできる。『釣りバカ日誌』で有名な西田敏行さんと私はこのプロジェクトを応援している。関心のある方は室戸市役所に問い合わせて下さい。」



菅原文太

菅原文太

農業・水産業について

政府は、農業や水産業に携わるみなさまの仕事の復興・支援に全力で取り組んでいます。

農業の支援

あなたのため全国で 農業の仕事を創る動きが始まっています。

全国農業会議所・全国新規就農相談センターでは、東日本大震災の被災者を積極的に採用したい農業法人などを募集し、求人情報をホームページに掲載しています。被災者の方の希望(都道府県別 / 住居施設の有無 / 稲作や酪農といった経営形態など)にあわせて求人情報を得ることができます。

仕事の種類

- 稻作
- 畑作
- 施設野菜
- 露地野菜
- 花、観葉植物
- 工芸作物
- 果樹
- 酪農
- 肉用牛
- 養豚
- 養鶏
- 有機野菜
- 観光農業



■お問い合わせ先…全国新規就農相談センター 03-6910-1126 (平日9:30～17:00)

資金融資が受けられます。

東日本大震災の甚大な被害を踏まえ、農林水産省では、「天災による被害農林漁業者等に対する資金融通に関する暫定措置法」を発動し、被災農林漁業者のみなさまが有利な条件で資金の貸付けを受けられるよう措置しました。ご利用をご検討の方は、所在地のある市町村又は県にお問い合わせください。

■お問い合わせ先…農林水産省窓口 03-6744-2142(平日9:30～18:00)

貸付条件

- | | |
|--------|----------------------------|
| ●償還期限 | 3年～7年 |
| ●貸付限度額 | 個人 250万円
家畜・養殖・漁船 600万円 |

農業用地などの復旧がすすんでいます。

被災した農地や用水路等の復旧を国が支援する災害復旧事業制度を活用し、これまでに農地や用排水路等の復旧や、がれき処理に着手しています。また、災害復旧の迅速化に向けて手続きの簡素化や、二次災害防止のために災害査定を待たずに工事に着手できる査定前着工を行っています。

■お問い合わせ先
農村振興局整備部防災課 03-3502-6361

水産業の支援

「水産業復興プロジェクト支援チーム」が活動しています。

東日本大震災による被害を受けた岩手県・宮城県・福島県の水産業者のみなさまと一つ一つ丁寧に話し合い、仕事の具体的復興を支える特別支援チームが立ち上がっています。

漁港、漁船、水産加工工場の復旧をはじめ、具体的な要望に即応できるよう現地にチームを派遣します。

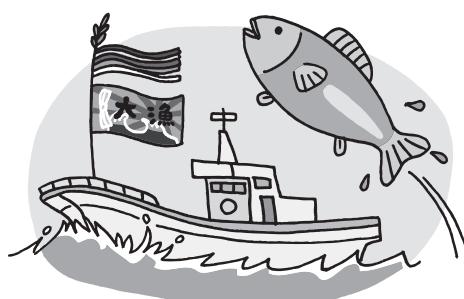
被災地水産業関係者のみなさま、下記相談先まで遠慮なくご相談ください。

■相談先…水産業復興プロジェクト支援チーム 03-6744-0508 (平日9:00～19:00)

資金融資が受けられます。

沿岸漁業を営む個人の方や法人が、漁業の経営もしくは操業状態の改善を図るために資金を借りることができる制度として、『沿岸漁業改善資金』があります。利用限度額は一漁業者あたり5,000万円ですが、貸付内容(エンジン、漁ろう機器等)により限度額は異なります。また、貸付利率はすべて無利子です。詳しくは所属している漁協や都道府県の水産事務所、水産業普及指導員、または下記相談窓口にご相談ください。

■お問い合わせ先…水産庁増殖推進部研究指導課 03-6744-2374(平日9:30～19:00)



農業・水産業の被害に関する相談窓口

農林水産業の被害に関する相談窓口としてフリーダイヤルを設けています。

■0120-355-567 (受付:平日8:30～22:30、土日祝日8:30～20:30)

また、農林水産省の携帯電話用ホームページでは、食料等の確保や被災された農林漁業者のみなさま向けの措置の情報など、東日本大震災に関する情報がご覧頂けます。

携帯電話用ホームページ <http://www.maff.go.jp/mobile/>

